

## 西条市規則第 29 号

### 西条市景観条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び西条市景観条例（平成 30 年西条市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及びこれに基づく命令並びに条例において使用する用語の例による。

#### (景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、景観計画区域内行為（行為の変更）届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 16 条第 2 項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為（行為の変更）届出書により行うものとする。

3 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、景観計画区域内行為中止（完了）届出書（様式第 2 号）により、市長に届け出なければならない。

#### (事前協議)

第 4 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を要する行為を行おうとする者は、当該届出に先立ち、市長に対して、事前に協議を求めることができる。

#### (適合の通知)

第 5 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合、その届出に係る行為が西条市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたとき、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、30 日以内にその旨を景観計画区域内行為適合通知書（様式第 3 号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

#### (勧告)

第 6 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

#### (行為の通知)

第 7 条 法第 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

#### (景観重要建造物の指定の通知)

第 8 条 法第 21 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

#### (景観重要建造物の標識)

第9条 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 建造物の名称
- (3) 建造物の所在地  
(景観重要樹木の通知)

第10条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(景観重要樹木の標識)

第11条 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 樹木の名称等
- (3) 樹木の所在地  
(審議会の組織)

第12条 西条市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 9 審議会の庶務は、景観計画担当課において処理する。  
(条例別表に定めるプラント等及び鉄塔等)

第13条 条例別表のプラント等は、次に掲げるものをいう。

- (1) コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これに類するもの
- (2) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する貯蔵施設
- (3) 自動車車庫の用途に供する施設
- (4) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (5) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (6) その他市長が景観形成上必要と認めるもの

2 条例別表の鉄塔等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 電話中継局として設置する電波塔その他これに類するもの
- (5) その他市長が景観形成上必要と認めるもの  
(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。